

愛知県感染症発生動向調査委員会運営要領

(目的)

第1 愛知県感染症発生動向調査実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4の3（1）の規定に基づく愛知県感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）は、県内全域の感染症情報の収集、分析の効果的かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(委員)

第2 委員は、実施要綱第4の3（2）の規定に基づき、愛知県衛生研究所長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

ただし、任期中に委員が変更となった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、委員のうちから互選された者がその職務を代行する。

(委員会の招集等)

第4 委員会の招集は、必要に応じ愛知県衛生研究所長が行なう。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員が委員会に出席できない場合には、代理者が出席することができるものとする。

(解析評価部会)

第5 県内の感染症の発生動向について情報の解析及び評価を行なうため、委員会に解析評価部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の組織及び運用に関し必要な事項は別に定める。

(委員以外の学識経験者の意見等)

第6 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会または部会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第7 委員会は原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

（1）愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報に関する調査・審議の場合

（2）委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第8 会議録については保存年限を5年とし、最新の会議録、会議資料等についてはホームページに掲載する。

(庶 務)

第9 委員会の庶務は、「基幹地方感染症情報センター」である愛知県衛生研究所内において処理する。

(雑 則)

第10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関する事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。